

福岡市住宅供給公社広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市住宅供給公社（以下「公社」という。）の資産を広告媒体として有効に活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、公社の新たな財源を確保し、もって市民サービスの維持及び向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「広告媒体」とは、公社の印刷物、公社の管理するホームページ、その他公社の財産で広告を掲載することが可能な媒体をいう。

(広告の基本原則)

第3条 広告を掲載する場合は、法令の遵守、消費者の保護、青少年の健全育成、商取引の安全性の確保、地域社会及び経済の健全な発展等を図るため、次のことに留意しなければならない。

- (1) 公正で誠実なものであること
- (2) 広告の受け手に不利益を与えないものであること
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること
- (4) 品位を保ち、真実を伝えるものであること
- (5) 広告関連法規及び社会秩序を遵守するものであること

(広告の範囲)

第4条 次のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張に関するもので、理事長が不適當であると認めるもの。
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と関係するもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 公社の業務に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として不適當であると理事長が認めるもの

2 前項に規定する広告掲載の範囲に関する基準については、別に定めるものとする。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、広告掲載を行う広告媒体を所管する所属長（以下「所属長」という。）が、あらかじめ次に掲げる事項を記載した募集要項を定め行うものとする。

- (1) 広告掲載を行う広告媒体の種類
- (2) 広告の規格, 掲載位置, 掲載期間等
- (3) 広告掲載料
- (4) 広告の募集方法
- (5) 広告の選定方法
- (6) その他広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

(広告掲載の決定)

第6条 所属長は, この要綱及び前条の募集要項に基づき, 広告掲載の可否を決定するものとする。ただし, あらかじめ第9条に規定する委員会の承認を受けなければならない。

(広告掲載の中止等)

第7条 所属長は, 次の各号のいずれかに該当するときは, 広告掲載期間中であっても, 広告掲載を中止し, 又は広告掲載に係る契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき
- (2) 指定する期日までに広告掲載料の納入がなかったとき
- (3) 広告事業者が公社の信用を失墜し, 業務を妨害し, 又は事務を停滞させるような行為を行ったとき
- (4) 広告事業者が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき
- (5) 広告事業者の倒産, 破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき
- (6) 広告事業者が書面により, 広告掲載の取下げを申し出たとき
- (7) 広告掲載期間中において, 第4条に規定する広告に該当すると認められたとき

(広告掲載料の還付)

第8条 納入済みの広告掲載料は, 還付しない。ただし, 広告事業者の責めによらない理由により, 広告掲載を中止し, 又は広告掲載に係る契約を解除した場合は, この限りではない。

(審査機関)

第9条 広告掲載の可否を審査するため, 広告掲載審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は, 次に掲げる委員で構成する。

- (1) 常務理事
- (2) 総務課長(事業調整課長兼任)
- (3) 募集課長
- (4) 業務課長
- (5) 保全課長

3 委員会に, 委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は, 常務理事をもって充て, 会務を総理し, 委員会を代表する。

5 副委員長は, 総務課長をもって充て, 委員長を補佐するとともに, 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは, その職務を代理する。

6 委員会の事務局は、総務課に置く。

(会 議)

第10条 委員会は、新たな広告掲載を始めようとするとき、又は広告掲載の可否について疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集し、議事を進行する。

2 委員会は非公開とし、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(広告事業者の責務)

第11条 広告事業者は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告事業者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害する又は不利益を与えるものではないこと及び広告に関連する財産権のすべてにつき、その権利処理が完了し、不適正な処理が行われていないことを公社に対して保証するものとする。

3 広告事業者は、広告に関連して第三者からの苦情、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任及び負担においてこれらを解決しなければならないものとする。

(雑 則)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年1月29日から施行する。